

「セーフティドライブ・コンテスト」実施及び参加のご案内

警視庁主催のセーフティドライブ・コンテスト（コンテスト期間中のチーム全員の無事故・無違反の達成を目指すもの）につきましては、引き続き「7月1日から12月31日までの6ヶ月間」に亘り開催されることとなりました。

申請にあたりまして、先般のFAX通信378（<https://toratama.jp/pdf/FAX378a.pdf>）にてご案内をしているところではございますが、東ト協本部より運転記録証明書助成事業に引き続き、セーフティドライブ・コンテストについても、今年度より申請方法について、大幅な変更があった旨連絡がありました。

本助成事業をご申請される方につきましては、下記ご確認の程宜しくお願い申し上げます。

※ 重要 ※

《令和6年度セーフティドライブ・コンテスト及び助成金の申請方法について》

- ① 東ト協本部の該当ホームページ（<https://www.totokyo.or.jp/archives/30224>）より、「R6セフコン用運転記録証明書交付申請書」、「委任状」をダウンロード
- ② 申請書にて、1チーム5名を編成し、必要事項をすべて記入の上、**代理人及び申請者に押印し、6月28日までに自動車安全運転センター東京都事務所宛に参加費の支払いを行い、申請書一式及び振込明細書を直接センターまで送付(郵送可)**
※ **尚、下記申請に当たり、「R6セフコン用運転記録証明書交付申請書」、「委任状」、「振込明細書」については、必ずコピーを取るようお願い致します。また今年度より、参加お申込に際し、参加費の支払いが先んじて必要となり、振込後には「振込明細書等の写し」を申請書類にご同封頂くか、センター宛郵送またはFAXの送信が必要となります。**
- ③ 申請後、「助成金申請用紙」（<http://toratama.jp/pdf/20240402b.pdf>）をダウンロード後、「R6セフコン用運転記録証明書交付申請書」、「振込明細書の写し」と併せて東ト協本部宛てご郵送
※ **助成金の申請については、安全運転センターへの参加申請が完了していれば、証明書の発行・受け取りを待たずに東ト協本部まで助成金の請求を行って良いとのことです。**
- ④ セーフティドライブ・コンテスト終了後（12月末）、結果及び証明書は委任状記載の事業者（代理人）宛 に自動車安全運転センター東京都事務所より送付
- ⑤ 無事故・無違反達成チーム（事業者）を対象に達成証（カード）及び副賞が警視庁より送付

また令和4年度より、助成対象人数の制限及び実施方法が大幅に変更されております。具体的には、運転記録証明書交付事業と、セーフティドライブ・コンテストの参加人数を合計して、年度としての申請人数としてカウントされることとなっております。なお、助成を受けられる上限人数は、所属支部登録台数が30台未満の場合は1社支部登録台数(名)までを上限、所属支部登録台数が30台以上の場合は、1社30台(名)までを上限となります。

☆申請期間 受付中～6月28日(金) ※ 締め切り厳守

※ご不明な点がございましたら多摩支部までご連絡下さい。(Tel 042-524-3469)